

# 監 査 報 告 書

令3年5月20日

学校法人 越原学園

理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人 越原学園

監 事 川上

優 

監 事 新信

聡 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人越原学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人越原学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）における業務、財産、及び理事の業務執行の状況につき監査を実施しました。監査結果は以下の通りです。

## 1. 監査方法の概要

私たちは理事会、評議員会等、法人の重要な会議に出席するほか、理事長、学長、常務理事、法人本部長、事務局長と随時意思の疎通を図り、調査を実施しました。

## 2. 監査の結果

(1) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）、及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書、並びに財産目録は、会計帳簿の記載金額と合致し、適法かつ正確に法人の収支及び財産の状況を示していると認めます。

(2) 学校法人の業務、財産、及び理事の業務執行に関して、不正な行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

令和3年5月31日

学校法人越原学園  
理事会 御中

かがやき監査法人  
名古屋事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士

稲垣 靖 

## 監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成27年3月30日付け文部科学省告示第73号に基づき、学校法人越原学園の令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人越原学園の令和3年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

## 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。